設置しましたか？住宅用火災警報器

Ｑ　住宅用火災警報器ってなに？

Ａ　　住宅火災により亡くなる方のほとんどは「逃げ遅れ」が原因です。この多くは睡眠中に火災に気づくのに遅れることに原因があります。住宅用火災警報器は火災が発生するといち早く警報を鳴らしまわりに知らせることにより、「逃げ遅れ」で亡くなる方をなくすための防災機器です。

Ｑ　いつまでに設置すればいいの？

Ａ　　盛岡消防本部の管内では、新築の住宅にはすでに設置義務がありますが平成１８年６月１日以前から建っている住宅は、平成２３年５月３１日までに設置してください。

Ｑ　どこに設置すればいいの？

Ａ　　住宅用火災警報器を設置しなければならない場所は、「寝室の天井」です。家族の寝室が複数ある場合には、それぞれの「寝室の天井」に設置しなければなりません。また、２階に寝室がある場合は、「階段の天井」にも設置しなければなりません。「台所」には設置の義務はありませんが、設置するとより効果的です。

Ｑ　どんな種類があるの？

Ａ　　住宅用火災警報器には煙に反応する「煙式」と熱に反応する「熱式」があります。火災になったときには火よりも煙のほうが速く動くため「熱式」よりも「煙式」のほうがより早く反応します。盛岡消防本部管内では義務設置となる場所には「煙式」を設置してください。ただし、台所など煙や蒸気が発生しやすい場所に任意で設置する場合は誤作動が起きやすいので「熱式」が効果的です。

Ｑ　どこで売っているの？

Ａ　　住宅用火災警報器は消防用設備の取扱い業者や電気店、ホームセンターなどで販売しています。また、町内では婦人消防協力隊が共同購入を行っていますのでご相談下さい。

※　住宅用火災警報器を高額な値段で販売する訪問販売などの悪質な業者によるトラブルも発生していますのでご注意ください。

Q　点検方法は？

A　　最低でも年１回は作動点検をするようにしてください。点検方法は機種により「ヒモを引く方式」と「ボタンを押す方式」がありますので取扱説明書にしたがって行ってください。ヒモを引くかボタンを押して警報が鳴れば正常に作動しています。鳴らない場合は、電池が正しくセットされているかを確認してもう一度点検を行ってください。それでもならない場合は故障が考えられますので購入した店やメーカーに確認してください。

Q　掃除は必要なの？

A　　住宅用火災警報器にほこりやクモの巣がつくと煙を感知しにくくなりますので年１回程度は乾いた布で拭くようにしてください。

Q　交換はいつすればいいの？

A　　交換期限は機種により異なりますので説明書や本体に表示されている交換期限を確認してください。また、機種によっては交換期限になると警報が鳴るものもありますので、詳しくは取扱説明書で確認してください。
交換期限になったら電池だけではなく本体ごと交換するようにしてください。